

令和7年度事業計画

令和7年度においても、引き続き住宅確保要配慮者（以下「要配慮者」という。）への居住の安定を図る取り組み等を進めていく。

特に、要配慮者へのきめ細やかな居住支援が行われるよう、市町村単位の居住支援協議会設立を推進するほか、昨年度好評を得た「居住支援コーディネーター」の育成を推進する。

また、これまで実施してきた県内の居住支援活動への支援や広域的な情報提供、団地再生に係る取組の普及啓発を行うとともに、空き家問題についても、会員や協力事業者の協力を得ながら事業を実施していく。

※青文字・・・自主事業

※赤文字・・・令和7年度の特徴的・重点的な事業

I 総会等

1 総会：2回

2 幹事会：2回

3 市町村居住支援協議会連絡会：1～2回程度

神奈川県内では8市で市町村単位の協議会が設立されている。ただし、協議会相互の連携は未整備となっているため、相互の情報交換等を行い、“横のつながり”を深める。

その際に、「Ⅱ・1・(4)・②」で新たに設立を検討している市町村にも参加してもらい、課題整理等にも活用してもらおう。

会議の内容

- ・県内の市町村居住支援協議会連絡会の開催（1～2回程度）
- ・上記「3」で新たに居住支援協議会の設立を検討する自治体へ呼びかけ

4 部会・分科会

(1) 居住支援部会（兼 居住支援法人交流会）の開催：3回程度

今後高齢化や国際化等により増加する高齢者世帯や外国人の「住まい」に関する問題など要配慮者への居住支援は益々重要になってくる。

要配慮者の居住のツールとして民間賃貸住宅は欠かせないものであるが、家賃滞納、保証人、緊急連絡先、見守り、残置物の処理、言語など家主の不安があるのも事実である。

これらの問題を解決するため、部会員および県内の居住支援法人の顔の見える関係を築くことと、地域における要配慮者の居住支援に係る具体的な検討等を行う。

部会のテーマ（案）

第1回 ・相談対応のハラスメント対策
・相談業務の事例検討

第2回 ・改正住宅セーフティネット法の解説（居住サポート住宅と居住支援法人の関わり）
・相談業務の事例検討

第3回 「空き家利活用」等、部会員のニーズに応じたタイムリーなテーマを設定して開催

(2) 空き家問題対策分科会

神奈川県で実施する「空き家専門家プラットフォーム」の運営を連携して実施する。
また、**昨年度、神奈川県が改訂した「管理不全空家等及び特定空家等の判断マニュアル（案）」の活用方法等について、県と連携して市町村へ周知を図る。**

（３）団地再生部会の開催：１回程度

県内の住宅団地は高度経済成長期に建設されたものが多く、当初の入居者が一斉に高齢化し、一般の住宅地に比べて高齢化が進んでいることから、居住コミュニティの活力低下や高齢者・福祉世帯等への居住支援などの問題が顕在化し、対応策が求められている。そこで、「団地再生」を基本テーマとして、部会員が協議や情報交換を行うことにより、住宅確保要配慮者の居住支援の推進を図る。

Ⅱ 各部会で実施する事業の内容

１ 居住支援部会の事業

（１）要配慮者の民間賃貸住宅等への入居支援事業（相談窓口の委託）

高齢者、障害者、外国人、子育て世帯、低額所得者、刑余者、東日本大震災を始めとする被災者等は、住宅の確保が困難となる場合が多い。そこで、これらの要配慮者に対する住宅相談並びに入居可能な住宅情報の提供及びあっせん等に加え、入居後の生活支援活動についても、NPO等の民間団体と行政等が連携して取り組む事業を支援する。
本事業を通じて、居住支援の現状やニーズの把握・分析も行う。

具体的な事業

- 1) 支援団体（相談窓口）を3団体程度募集し、業務委託契約を締結
- 2) 事業実施中に発生した特徴的な相談案件を部会で取り上げ、意見交換を実施し、意見交換内容を支援団体にフィードバックする

（２）外国人の入居の円滑化に係る事業

神奈川県内に居住する外国人については、高齢化や孤立化など複合的な問題により、退去を余儀なくされたり、新たな住宅確保が困難な方が増えつつある。こうした課題を関係者が連携して対応していくために、市町村職員をはじめ、地域福祉を担うソーシャルワーカーや民生児童委員等に対し、地域福祉としての住まいの位置づけや住まい探しの手順などを理解してもらうための普及啓発を行う。

具体的な事業

- ・県内において**1回**研修会を実施（カリキュラムの作成から開催まで委託）

（３）居住支援に関するコーディネーター育成事業

居住支援に関する様々な課題を関係者が連携して対応していくために、市町村職員をはじめ、地域福祉を担うソーシャルワーカーや民生児童委員、不動産店の従業員等の関係者に対し、地域福祉としての住まいの位置づけや地域の福祉資源などを含めた知識等を研修し、専門部署（団体）へ“つなぐ”専門家を育成する。
なお、育成研修の開催においては、市町村居住支援協議会と連携して開催する。
また、既に認定されたコーディネーターに向けて、スキルアップの研修も開催する。

具体的な事業

- ・育成研修を**1回**開催。市町村居住支援協議会と連携し、県央地域で開催。
- ・既に認定を受けたコーディネーターを対象にした**スキルアップ研修を開催（有料開催）。**

(4) 住宅セーフティネット制度の周知

住宅セーフティネット制度の理解及び普及を進めるため、以下の事業を行う。

①セーフティネット住宅登録支援事業

セーフティネット住宅の登録において、登録申請を専用システムにより行うこととなっていることから、入力等作業が難しい家主等には登録への阻害となっていることが想定される。

そこで、当協議会では、専用システムの入力事務において、家主等に代わって入力事務を行うことで家主等の負担軽減を図り、セーフティネット住宅の登録件数の促進を行うとともに、手続きにおける課題を検証する。

具体的な事業

- ・セーフティネット住宅の登録に必要な国のシステムへの入力作業について、入力作業が困難な家主等へ会員である県行政書士会を活用した登録申請支援を実施。

②市町村居住支援協議会の設立支援

改正住宅セーフティネット法において、住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化が求められていることから、神奈川県内においても、居住支援協議会未設置の市町村に対し、支援体制強化のツールとしての協議会設立を支援する。

支援の内容

- ・協議会未設置市町村を対象に説明会を開催。
- ・支援体制強化を検討する市町村に対し、課題解決や連携方法について、先進自治体や専門家を紹介する等、伴走して支援を行う。

③空き家・空き室を活用した居住支援方策検討事業

当協議会が入居後の居住支援メニューを付加価値にして空き家（室）を住宅確保要配慮者へ転貸する事業を、国土交通省で策定した「残置物の処分に関するガイドライン」等も参照しながら実施する。

具体的な事業

- ・現在1名の入居者に対し、継続して転貸を行うとともに、本事業のノウハウを会員に提供していく。

(5) 要配慮者に対する一元的な情報発信

住宅セーフティネット制度における「セーフティネット住宅」および「かながわあんしん賃貸支援事業」の登録情報をホームページ等で公開し、要配慮者の民間賃貸住宅への入居支援を行う。

①かながわあんしん賃貸支援事業

要配慮者の入居を拒まない不動産店、賃貸住宅や入居後の生活支援を行う団体を登録し、ホームページ等を通じて公開する。

また、セーフティネット住宅の登録促進と連携して、要配慮者の入居に理解のある協力店の増を図るとともに、既存の協力店と密な連携が図れるよう、定期的に登録名簿の更新を行う。

具体的な事業

- ・「かながわあんしん賃貸支援事業」の協力店の増、協力店、住宅、支援団体の登録事務

②「かながわ住まいの情報紙」の発行（年1回）

パソコンを所有しない方や操作が困難な方を考慮し、上記登録情報を紙媒体でも提供する。登録情報のみならず、住まい探しの手順等を掲載した情報紙を発行し、会員のほか、神奈川県内市町村窓口等へ配布し、要配慮者の民間賃貸住宅等への入居支援を行う。

(6) 関連団体、協議体との連携を図る取組

例年と同様に、地域ケア会議を主催する地域包括支援センター、刑務所出所者や刑余者の社会復帰に関わる保護観察所や矯正施設等、同じ目的を持つ他の協議会や団体との連携を積極的に深め、それぞれが実施している生活支援や居住支援活動の充実を図る。

(7) 災害時における住宅確保要配慮者への支援検討

神奈川県及び3政令市では、大規模災害時における賃貸型応急住宅（借上型仮設住宅）の供給について不動産関係団体と協定を締結しているが、特に住宅確保要配慮者への対応は、平常時から地域や福祉関係者との連携体制の構築が必要であることから、会員および関係者相互の災害時における連携体制のあり方を検討する。

(8) 空き家問題対策分科会

(再掲)

神奈川県で実施する「空き家専門家プラットフォーム」の運営を連携して実施する。
また、**昨年度、神奈川県が改訂した「管理不全空家等及び特定空家等の判断マニュアル（案）」の活用方法等について、県と連携して市町村へ周知を図る。**

2 団地再生部会の事業

(1) 事例検討会の開催事業

団地再生に係る取り組みとして、部会で構築した「住まいまちづくり担い手ネットワーク」等の活動が継続的な取り組みとなるよう、要配慮者の居住支援の先行事例を調査し、要配慮者が「生きがい・やりがい」を持ちつつ生活できるよう、団地再生を通じた居住支援活動の啓発等を行う。

令和7年度予算(統合)

[収入の部]

(単位:円)

中科目	令和7年度 予算額 a	令和6年度 補正後予算額 b	増減△は減 (a-b)	備考
補助金・委託費収入	3,715,607	3,134,019	581,588	
国庫補助 (居住支援協議会等活動支援事業)	3,715,607	3,134,019	581,588	令和7年度補助金申請額
参加費収入	45,000	165,000	△ 120,000	コーディネーター更新研修 15人×3,000円×1回
広告費収入	0	0	0	
雑収入	492,010	492,010	0	
家賃収入	492,000	492,000	0	41,000円×12か月
預金利子	10	10	0	横浜銀行
借入金	1,500,000	1,500,000	0	かながわ住まいまちづくり協 会から
前年度繰越金	304,359	206,974	97,385	
収入合計	6,056,976	5,498,003	558,973	

[支出の部]

(単位:円)

中科目	令和7年度 予算額 a	令和6年度 補正後予算額 b	増減△は減 (a-b)	備考
人件費	1,221,407	957,319	264,088	
事務局人件費	1,221,407	957,319	264,088	市町村協議会の設立支援
旅費	10,000	10,000	0	
交通費	10,000	10,000	0	
庁費	2,941,000	2,737,500	203,500	
賃金	0	0	0	
謝金	190,000	200,000	△ 10,000	居住支援コーディネーター育 成講座講師謝金等
需用費	731,200	741,200	△ 10,000	情報紙印刷 物価高騰を考慮
役務費	138,800	68,300	70,500	法改正等の周知
委託費	1,275,000	1,067,000	208,000	居住支援の現状、ニーズ分析 を委託内容に追加
使用料及び賃借料	606,000	661,000	△ 55,000	各種会議の会場使用料 借上物件賃料(33,000×12)
予備費	384,569	293,184	91,385	
償還金	1,500,000	1,500,000	0	かながわ住まいまちづくり協 会へ
支出合計	6,056,976	5,498,003	558,973	

令和7年度予算 予算額詳細内訳

(補助事業分: 居住支援協議会等活動支援事業)

[収入の部]

(単位: 円)

中科目	令和7年度 予算額 a	令和6年度 補正後予算額 b	増減△は減 (a-b)	備考
補助金収入	3,715,607	3,134,019	581,588	
国庫補助 (居住支援協議会等活動支援事業)	3,715,607	3,134,019	581,588	令和7年度補助金申請額
収入合計	3,715,607	3,134,019	581,588	

[支出の部]

(単位: 円)

中科目	令和7年度 予算額 a	令和6年度 補正後予算額 b	増減△は減 (a-b)	備考
人件費	1,221,407	957,319	264,088	
事務局人件費	1,221,407	957,319	264,088	市町村協議会の設立支援
旅費	10,000	10,000	0	
交通費	10,000	10,000	0	
庁費	2,484,200	2,166,700	317,500	
賃金	0	0	0	
謝金	180,000	170,000	10,000	居住支援コーディネーター育成講座講師謝金等
需用費	731,200	726,200	5,000	情報紙印刷物価高騰を考慮
役務費	108,000	18,500	89,500	法改正等の周知
委託費	1,275,000	1,067,000	208,000	居住支援の現状、ニーズ分析
使用料及び賃借料	190,000	185,000	5,000	各種会議の会場使用料
支出合計	3,715,607	3,134,019	581,588	

令和7年度予算
予算額詳細内訳

(補助事業、委託事業以外の事業分)

[収入の部]

(単位:円)

中科目	令和7年度 予算額 a	令和6年度 補正後予算額 b	増減△は減 (a-b)	備考
参加費収入	45,000	165,000	△ 120,000	コーディネーター更新研修 15人×3,000円×1回
広告費収入	0	0	0	
雑収入	492,010	492,010	0	
家賃収入	492,000	492,000	0	41,000円×12か月
預金利子	10	10	0	横浜銀行
借入金	1,500,000	1,500,000	0	かながわ住まいまちづくり協会から
前年度繰越金	304,359	206,974	97,385	
収入合計	2,341,369	2,363,984	△ 22,615	

[支出の部]

(単位:円)

中科目	令和7年度 予算額 a	令和6年度 補正後予算額 b	増減△は減 (a-b)	備考
人件費	0	0	0	
事務局人件費	0	0	0	
旅費	0	0	0	
交通費	0	0	0	
庁費	456,800	570,800	△ 114,000	
賃金	0	0	0	
謝金	10,000	30,000	△ 20,000	スキルアップ研修講師 (10,000円×1名)
需用費	0	15,000	△ 15,000	
役務費	30,800	49,800	△ 19,000	見守りサービス利用料(1,650円×12か月) スキルアップ研修案内(100人×110円)
委託費	0	0	0	
使用料及び賃借料	416,000	476,000	△ 60,000	借上物件賃料(33,000円×12か月) スキルアップ研修会場(20,000円×1会場)
予備費	384,569	293,184	91,385	
償還金	1,500,000	1,500,000	0	かながわ住まいまちづくり協会へ
支出合計	2,341,369	2,363,984	△ 22,615	